

レクチャールーム

イギリスの「特別な教育的ニーズ・コーディネーター」の理解のために

真城知己

■千葉大学助教授

「特別支援教育コーディネーター」制度の導入に伴い、その役割や責任への関心が急速に高まっています。文部科学省によって指針の作成が進められ、近いうちに具体的な内容が公表されることでしょう。

こうした流れに伴って、海外におけるコーディネーター制度への注目も集まるようになりました。イギリスのSENコーディネーターも「先公（せんこう）ではなく、SENCOです」などという冗談交じりに紹介されるなどして、その存在が引き合いに出されることが多くなりました。しかし、こうした海外の制度の理解には十分な注意が必要です。

ある国におけるある制度が成り立つのは、その制度を支える条件や法律などがその国の制度や職業の文化を背景にして用意されているからです。こうしたことを飛び越えて、海外の制度や実践についての表面的な情報だけが伝えられてしまうと大きな誤解や混乱が生じてしまいます。本稿では、イギリスのSENコーディネーター制度を取り上げますが、まずこの点を十分に意識していただければと思います。

イギリスにおけるSENコーディネーターを理解するために

イギリスにおいてSENコーディネーターが機能しているのは、次のような条件が整っているからです。

・特別な教育的ニーズをもつ状態にある子どもへの対応の根拠となる「判定書」があり、地方教育当局と各学校の責任が明確にされていること。
すなわち、SENコーディネーターも含めて行われた対応に関する調整結果が、一定の法的効力をもっている。

・各学校には、子どもへの対応に関する方針を明確にして公表することが課せられていること。これは保護者の学校選択の際にも参考にされるが、一部の担当者だけに責任をもたせるのではなく、特別な教育的ニーズへの対応を学校全体の課題として、学校理事会・管理職・各教員に明確に自覚させる意味をもつ点が重要。

・特別な教育的ニーズが「障害」だけに限定されず、言語、宗教、文化的マイノリティー等によって生ずるニーズへの対応も含めて考えられているの

で、たとえば「障害」のある子どもだけをピックアップして対応に結びつけるという発想ではなく、学校の教育機能全体を高める中に、特別な教育的ニーズへの対応が位置づけられていること。

・学習支援アシスタントなどのさまざまな支援スタッフが雇用されており、日常の学習活動における学級内支援、個別抽出指導および抽出小集団指導が機能的に行われていること。抽出指導は「障害」をもつ子どもだけでなく、内容に応じて他の生徒も対象となっている。

・「判定書」を発行されていない子どもについても、各学校が対応できるように学校内の体制を整えるように指向されていること。

それぞれの詳細については別の機会に取り上げざるを得ませんが、上記のような条件は、イギリスでSENコーディネーターが機能するために最低限必要な事項といえます。

「年次レビュー」とSENコーディネーター

SENコーディネーターの業務と聞

けば、さまざまな機関との「連絡」や学校内外の「調整」が思い浮かべられるのが一般的でしょう。しかし、これは彼らの役割の一部にすぎません。イギリスのSENコーディネーターの場合、IEPの作成をはじめとした書類作成に多くの時間を費やざるを得ないという課題もありますが、特別な教育的ニーズをもつ状態にある子どもへの対応のために彼らが果たしている機能の中でもとりわけ重要な役割は、「年次レビュー」を通じてその学校での対応の整理と、それをふまえた次の指導計画の作成までの一連のプロセスにあるのです。

年次レビューは、もともと特別な教育的ニーズをもつ状態にある子どもへの対応に法的根拠を与えるために発行されている「判定書」の維持・修正のために行われるものです。

具体的には、SENコーディネーターは、まず、各担任、教科担当教師、学習支援アシスタント（さまざまな機関から派遣される関連職種を含む）、コネクション・サービス・アドバイザー（移行支援担当者）、スクール・サイコロジスト、ナショナル・ヘルス・

サービス（国民保健サービス）担当者、ソーシャル・ワーカー、医師、言語療法士、理学療法士など、それぞれの子どもにかかわるさまざまな専門家に、年次レビューに必要な問い合わせをし、意見書を提出してもらいます。これと並行して、保護者との面接を行って、希望や現状の対応への不満、子どものニーズに対する考えなどを把握します。また、SENコーディネーター自身が、当該の子どもとかわり、学習上のニーズを把握します。こうした下準備をした上で、関係する専門家を学校に招集して年次レビューを開催します。この会議には保護者や子どもも本人も出席します。日程の都合が合わない専門家の場合には書面での参加となりますが、そのかわりに電話や郵便でSENコーディネーターと直接やりとりをします。

こうした年次レビューの具体的な内容を規定しているコード・オブ・プラクティスは、二〇〇一年に改訂されましたが、そこではこれまでに、子ども本人や保護者の意向を十分にくみ取るよう配慮することが求められるようになってきました。

実際の会議では、その間の子どもの

学習活動を振り返りながら、対応がどのようになされてきたのか、そして、今後はどうしていくのかについて、本人と保護者に丁寧にその理由や必要性の説明をし、十分に納得してもらえるように努めます。

もちろん、本人が参加することに関しては、子どもの自尊感情を傷つけないように細心の注意が払われます。場合によっては、会議全体ではなく、専門家と親による協議の後に参加してもらうようにするといった配慮もなされます。

年次レビューの結果は地方教育当局に報告され、対応のための各学校と地方教育当局の責任の内容が示されます。それを受けて、次の指導計画を作成するという流れになります。

年次レビューの重要性を強調するのは、それが単に子ども自身の課題をさまざまな専門家の視点から明確にするのではなく、それまでに行われてきた学校内での対応および学校外の機関による対応が適切であったのかどうかを問い直す機会となっているからです。

つまり、SENコーディネーターが行うさまざまな専門家との連絡や調整

はあくまでもプロセスの一部にすぎず、年次レビューにおいて学校の現在の対応を振り返り、新たに必要な校内体制や学校外からの支援について整理することがSENコーディネーターの役割の本質なのです。

もし、日本で構想されている特別支援教育コーディネーターが、従来の「障害」をもつ子どもや学習障害、AD/HDなどの子どもだけを対象に「ニーズのある子どもを発見して対応に結びつけたり、必要な調整をする」という点、すなわち特定の子どもをピックアップして対応に結びつけることばかりに「調整」の役割が求められるのならば、大きな問題を生じることになるでしょう。インクルージョンの視点から考えれば、「特定の子どもに特別な対応を用意する」ことが前面に出てくるような体制づくりは、インクルージョンに逆行することにもなりかねない危険性があるのです。本当のインクルージョンは、それが「プロセスである」と指摘されていることからわかるように、学校がさまざまなニーズをもつ子どもの多様性に柔軟に対応できる体制をつくり上げていくことだからです。

単にニーズのある子どもを個別にピックアップして対応を図ることが特別な支援ではないのです。

つまり、子どもたちの多様性を包含できるような学校の体制づくりへの指向がしっかりと基盤に据えられなければならないということです。そして、そのための各学校の「環境要因」をチェックし、その学校の対応の現状と今後の方策とを関連づけることが、コーディネーターの役割として重要なのです。

「学校の体制が整ってくれば、予算が限られていても対応ができるようになる。そうした学校にすることが私の誇りとなる」というあるSENコーディネーターの言葉こそが、コーディネーターとしての意識のあり方を示唆していると筆者は考えています。

*真城知己「図説特別な教育的ニーズ論」文理閣、二〇〇三年

